

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「現金又は納付書によりこれを」を削る。

別表の第9の部(3)の表中「省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。